

◎新潟県告示第254号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和5年3月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-(4-フルオロフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]フラン-2-カルボキシアミド（通称名：para-Fluorofuranylfentanyl、4F-furanylfentanyl、4F-Fu-F）及びその塩類
- (2) N-エチル-N-メチルトリプタミン（通称名：MET）及びその塩類
- (3) (8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-ペンタノイル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名：1V-LSD）及びその塩類
- (4) 1-[1-(3-メチルフェニル)シクロヘキシル]ピロリジン（通称名：3-Me-PCPy、3-methyl-PCPy、3-Me-rolicyclidine、3-methyl-rolicyclidine）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和5年3月11日